

事 務 連 絡
令和2年8月24日

関係機関各位

長崎県医療政策課

令和2年度新型コロナウイルス感染症が疑われる患者の受入れのための
救急・周産期・小児医療体制確保事業の補助にかかる留意事項について

標記補助事業について、8月12日付けで交付申請の御案内をいたしましたが、申請
方法等について、多数問い合わせがございました事項に対する回答を別紙のとおりまと
めましたので、御参照願います。

その他御不明な点については、下記担当者まで御連絡願います。

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
長崎県福祉保健部医療政策課
地域医療班（担当）井口
T E L : 095-895-2461
F A X : 095-895-2573
メール : t-inokuchi@pref.nagasaki.lg.jp

【 別 紙 】

(1) レンタル、リース料の補助対象事業費について

本年度事業の対象経費は当該年度（令和2年度）分となります。

例えば、複数年契約等で、来年度以降分までの料金を令和2年度中に全額前払いしたとしても、補助対象額はそのうち当該年度（令和2年度）分のみとなります。

(2) 補助金において購入した備品について

交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄する場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、厚生労働大臣の承認が必要となります。

ただし、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的・一時的に整備が必要であり、元々新型コロナウイルス感染症の終息後に廃棄することが予定されている場合は、交付の目的に反しているわけでないので、厚生労働大臣の承認を受けずに廃棄することが可能です。

(3) 補助対象となる工事費について

設備整備等事業において対象経費となっている備品等の設置に係る付帯工事費について、「備品購入費」や「使用料」などに含まれるとの考えから対象経費となります。（例：簡易診療室用コンテナの設置工事費 など）

しかし、上述の工事以外で、工事により建物の形状・構造を変えるもの、病院資産となるもの、その後の撤去が困難となるものについては補助対象外となります。例えば、既存の病室を個室にするための内壁の設置工事、専用受付設置のための隔離壁設置工事、検査室を陰圧環境とするための改修工事、病室への酸素配管工事などは対象となりませんので、御留意願います。

(4) 申請書への見積書の添付について

今回の補助事業については、概算での交付請求が認められているため、交付申請において必ずしも見積書等の添付は必要としておりません。

見積書の取得が現時点で難しい、または、緊急に整備する必要があり見積書の取得が間に合わない場合などは、添付する必要はございません。また、それ以外の場合で見積書の添付を省略した場合でも、交付決定を行わないなどの不利益をこうむることはございません。

ただし、県が必要と判断した場合には、見積書の提出を求める場合がございます。また、提出をしなくとも、支出証拠書類の一部として、各機関にて保管期限まで保管をお願いいたします。

(5) 簡易診療室の付帯備品の範囲について

設備整備等事業において補助対象項目となっている、「簡易診療室及び付帯備品」について、ここでいう「付帯備品」とは、簡易診療室としてテントやコンテナを機能させるためのイス、机、空調機、パーテーションなどを言い、高額の医療機器等の「簡易診療室」としてそぐわない備品等については対象とならないため、御留意願います。

(6) 予算の確保状況について

令和2年度の本事業に係る県予算については、7月に実施しました活用見込調査の結果等をもとに国からの交付金を確保しております。

活用見込調査において、医療機関の皆様よりいただいた見込額については予算を確保できている状況ですが、大幅な増額や、本事業を活用しないものとして意思表示をしていたが活用することとなった場合などについては、御希望に添えない場合がございますので、まずは事前に御相談願います。